

災害 — 自然災害 —

【令和3(2021)年度九州における自然災害】

令和3(2021)年度は、前線の停滞による大雨、九州に上陸した台風第9号、同第14号の影響などにより農業関係の被害が確認されました。

特に令和3年7月1日から大雨、同年8月11日から大雨については、各地で大雨特別警報が発表されるなど記録的な大雨が観測されました。

農林水産省が発表した全国の農林水産業の風水害による被害額は、8月11日から大雨の被害が856億円と最も大きく、次に7月1日から大雨の被害が440億円となっており、九州でも大雨の影響による農業関係に大きな被害が発生しました。

令和3(2021)年度農林水産業の被害状況(全国)

令和3(2021)年12月3日現在

	合計	うち農作物等	うち農地・農業用施設等
令和3年7月1日から大雨	440億円	14億円	278億円
令和3年8月11日から大雨	856億円	88億円	442億円

資料：農林水産省ホームページ「災害に関する情報」

【令和3年8月11日から大雨による被害状況】

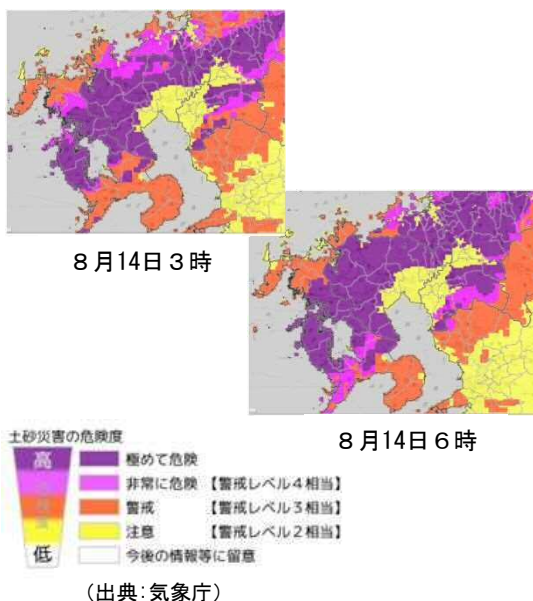
8月11日から19日にかけて、前線が九州付近に停滞し、前線に向かって太平洋高気圧の周辺から暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で九州北部地方で記録的な大雨となり、8月14日には、福岡県、佐賀県、長崎県に大雨特別警報が発表されました。

また、大雨の影響による住宅の水没・損壊など甚大な被害が各地で発生しました。

8月11日から19日までの期間降水量は、福岡県大牟田市で1,049.5ミリ、佐賀県嬉野市で1,178.5ミリ、長崎県雲仙市で1,291.5ミリを観測するなど、福岡県、佐賀県、長崎県等の複数の観測地点で、8月の平年の月降水量の4倍以上となりました。8月16日から18日にかけては、前線の活動の影響で九州南部でも大雨となりました。

このため、九州北部を中心に九州各地で農作物、農業用ハウスや畜産施設、農業用機械、農地・農業用施設等が被害を受けました。

大雨特別警報発表直後の土砂災害危険度分布



冠水による大豆の被害
(福岡県久留米市)



土砂崩れによる茶園の被害
(佐賀県嬉野市)



野菜ハウス浸水被害
(佐賀県武雄市)



樹園地地すべりの被害
(長崎県佐世保市)

【令和3年8月11日からの大雨による支援の実施】

特に被害が多かった、農地・農業用施設については、査定前着工により早期復旧を進めており、災害査定(2,671件)を同年12月までに行いました。

また、被災した防災重点ため池について、宅地等への被害を防止するため、ブルーシートによる保護、堤体開削等を行い災害査定(24箇所)を同年12月までに行っています。

なお、被災した国営幹線水路は、直轄災害復旧事業により復旧を実施することとしています。

九州農政局では技術系職員(MAFF-SAT)、情報収集のリエゾン等として、職員のべ177名を被災自治体等に派遣し技術支援等を行うとともに排水機場等の故障による湛水被害への対応のため、福岡県、熊本県、大分県へ排水ポンプ車の派遣や排水ポンプの設置を行いました。



災害査定実施状況
(長崎県波佐見町)



排水ポンプ車による排水状況
(福岡県大牟田市)



被災状況



現況(R3.10月)

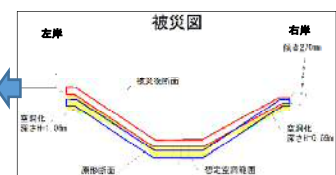
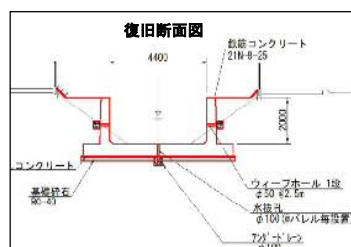
被災したため池の応急対策実施状況:(右写真)堤体開削後
(佐賀県唐津市)

【事例】【国営幹線水路の被災(佐賀中部地区)】

令和3年8月11日からの雨は佐賀市中心部付近で最大24時間雨量が489ミリ、期間総雨量が1,259ミリ(8/11~18)と記録的な大雨をもたらしました。

この大雨により、佐賀中部地区の大井手幹線水路は地下水位の上昇に伴って水路が浮上するなど不安定な状態となり水利用に支障が生じたことから、国が自ら実施する「直轄災害復旧事業」により復旧を行うこととしました。

監視体制の強化を図り、水利用を継続しながら令和4(2022)年度の非かんがい期(10月~3月)の工事実施に向けて準備を進めており、令和5(2023)年3月の完成を目指しています。



【令和3年7月1日からの大雨による被害状況】

7月8日から10日にかけて、梅雨前線が朝鮮半島南岸から対馬海峡に停滞し、太平洋高気圧の周辺から前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で鹿児島県薩摩地方、宮崎県南部山沿いを中心に記録的な大雨となり、7月10日には、熊本県、宮崎県、鹿児島県に大雨特別警報が発表されました。

また、日最大1時間降水量では、鹿児島県薩摩川内市で110.5ミリ、宮崎県小林市で78.5ミリを観測する等、複数の地点で観測史上1位の値を更新しました。

このため、鹿児島県を中心に九州各地で農作物や家畜、農業用ハウスや畜産施設、農業用機械、農地・農業用施設等が被害を受けました。



土砂流入した水田
(鹿児島県伊佐市)

災害 — 災害への備え —

【激甚化する自然災害への対応の強化】

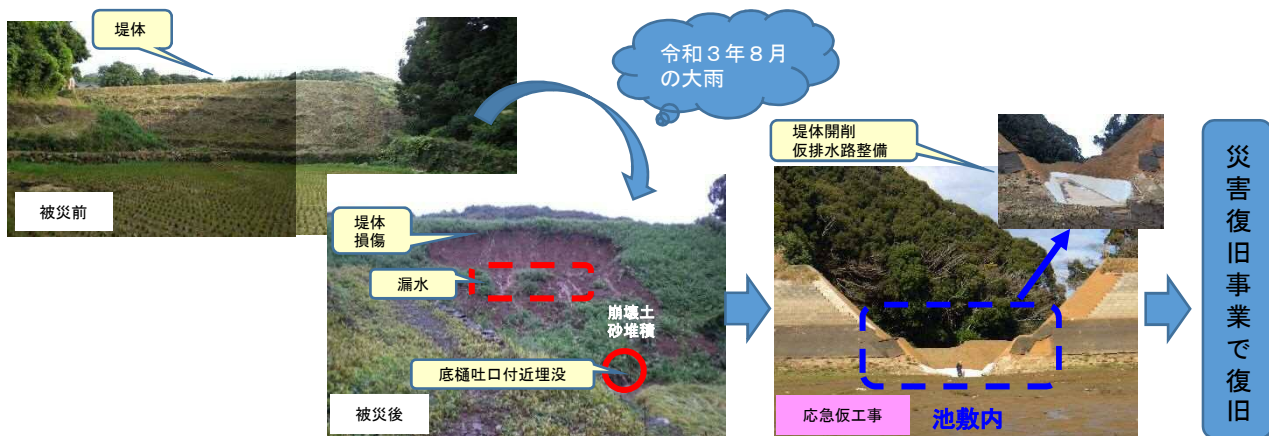
近年、異常気象に伴う大規模な災害が発生し、農業関係の被害は激甚化しています。

このため、九州農政局は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2（2020）年12月11日閣議決定）」を踏まえ、安定的な農業経営や安全・安心な暮らしを実現するため、流域治水の取組や防災重点農業用ため池の整備などの国土強靱化を加速化させています。

また、査定前着工制度の活用を推進するとともに、災害からの復旧の迅速化に努めています。

【災害復旧事業の査定前着工制度】

被害の拡大防止や営農活動の早期再開等を図るため、災害査定の前段階で、簡易な資料による打合せのみ（あるいは打合せ不要）で応急工事に着手することが可能な制度です。積極的な活用を図るよう推進しています。



令和3年8月の大雨により被災した農業用ため池の災害復旧事例

【災害復旧の迅速化及び事務の軽減化】

地方自治体の災害復旧事業にかかる事務の負担を軽減するため告示・通知の見直しを行い復旧の促進を図っています。

- ①二次被害の防止や復旧を急げば次期作付けに間に合う場合など査定前に復旧が可能な応急工事のうち、実施前に国との協議が必要であった応急本工事について、土砂撤去や二次製品水路の入れ替えなど簡易な工種は、協議を要しないことに見直し（令和4（2022）年1月7日通知）
- ②工事費の増減額が30%以上となった場合においても、その額が300万円を超えない場合は国との協議を要しないことに見直し（令和3（2021）年12月10日告示）
- ③対象となる農地面積に減少が生じた場合でもその面積が20%未満の場合は国との協議を要しないことに見直し（令和3（2021）年12月10日告示）
- ④国との協議を要しない工事内容の変更（軽微な変更）について、工種毎に細分化されていた規定を形状、材質、位置、数量などの項目に体系化し、工種に限定しない内容に「大括り化」（令和3（2021）年11月10日通知）

【防災重点農業用ため池における防災工事等の推進】

防災重点農業用ため池*に係る防災工事等を集中的かつ計画的に推進することを目的として、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（令和2（2020）年10月1日施行）が制定され、各県において策定した「防災工事等推進計画」を状況に応じて見直ししながら防災工事等を進めています。

* 防災重点農業用ため池

農業用ため池のうち、「決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池」で都道府県知事が指定したもの。

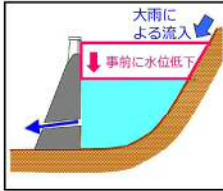
【農地・農業水利施設を活用した流域の防災・減災の推進】

都市・市街地の近傍や上流域には、水田が広がり、多くの農業用ダム・ため池・排水施設等が位置しています。これらの農地・農業水利施設の多面的機能を活かして、あらゆる関係者協働の取組である「流域治水」を推進しています。

農業用ダムの活用

- 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げる等によって洪水調節機能を発揮。
- 降雨をダムに貯留し、下流域の氾濫被害リスクを低減。

〔各地区の状況に応じて、放流水を地区内の調整池等に貯留〕



【施設の整備等】

- 施設改修、堆砂対策、施設管理者への指導・助言等

排水施設等の活用

- 農業用の用排水路や排水機場・樋門等は、市街地や集落の湛水も防止・軽減。

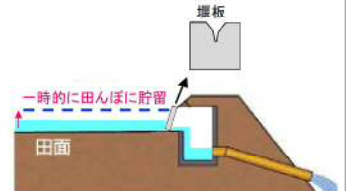


【施設の整備等】

- 老朽施設改修、ポンプ増設、降雨前の排水操作等

水田の活用（田んぼダム）

- 田んぼダム（排水口への堰板の設置等による流出抑制）によって下流域の湛水被害リスクを低減。



【施設の整備等】

- 水田整備、田んぼダムの取組促進

ため池の活用

- 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げる等によって洪水調節機能を発揮。



- 農業用水の貯留に影響のない範囲で、洪水吐にスリット（切り欠き）を設けて貯水位を低下させ、洪水調節容量を確保。



【施設の整備等】

- 堤体補強、洪水吐改修、施設管理者への指導・助言等

資料：農林水産省農村振興局関係予算 概算決定の概要より

【流域治水への対応（協議会への参画と取組を支援）】

九州農政局では球磨川水系をはじめ九州の20の一級水系の流域治水協議会に参画し、関係機関の各種取組を支援しています。

【既存農業用ダムの活用（事前放流等の取組を支援）】

九州の65水系（一級河川：14水系、二級河川：51水系）の農業用ダムにおいて、大雨が予想された場合、あらかじめダムの水位を低下させる「事前放流等」の実施方針を定める61の治水協定（一級河川：14協定、二級河川47協定）を締結しました。九州農政局では治水協定を締結した国営造成22ダム、関係自治体等が管理する75ダムの事前放流等を支援しています。

【水田の貯留機能の活用（田んぼダムの取組を支援）】

田んぼダムは平成14(2002)年に新潟県で始まり、現在全国約4万haに広がっています。九州では限定的で小規模な取組にとどまっていますが、令和2年7月豪雨で大きな被害が発生した球磨川流域では、集水域の治水対策に田んぼダムが位置付けられています。九州農政局ではこの取組を支援し、広域的な取組の推進を図ります。

【クリークの活用（先行排水の取組を支援）】

筑後川下流域の筑後・佐賀平野には貯水機能と用排兼用機能を有するクリーク（農業用排水路）が広がっており、農業用水の安定供給のみならず、大雨前には先行排水を行い、空き容量を確保することで洪水調節の役割を担っています。九州農政局ではクリークや排水機場の整備等を支援し、先行排水の取組拡大を推進しています。